



こんな乗り方していませんか？ それ全部 違反です！（一例）

4月1日から
適用されます



横に並んで走行



反則金 3,000円



走行中の
スマホ利用



反則金 1万2,000円

自転車乗車時の違反内容	反則金額
信号無視	6,000円
車道の右側走行（逆走）	6,000円
横断歩行者等妨害等	6,000円
一時不停止	5,000円
傘さし運転・イヤホンの使用	5,000円
夜間にライトを点灯せずに走行	5,000円
2人乗り	3,000円

これ以外にも、対象となる違反行為は、多岐にわたります。詳しくは、兵庫県警察のホームページをご覧ください。



4月1日から自転車の交通違反に交通反則通告制度が導入され、違反行為に対して、交通反則切符「青切符」による取り締まりが行われます。自転車は誰もが気軽に利用できる乗り物ですが、乗り方によっては重大な事故を引き起こす可能性があります。今回は、自転車の交通ルールについて、篠山警察署交通課長の篠田敦志さんにお話を伺いましたのでお知らせします。

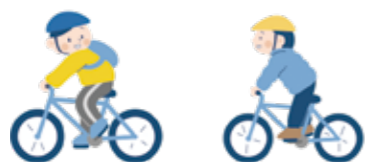
問い合わせ 篠山警察署交通課 ☎552-0110

「青切符制度」ってなに？

青切符は、比較的軽微な交通違反をしたときに渡される「交通反則告知書」のことです。これまで、車やバイクに適用されてきましたが、4月からは16歳以上の自転車利用者にも適用されます。

篠山警察署と篠山鳳鳴高校生の皆さんの協力を得て撮影しました

4月から
スタート



知っと思ってけ！

自転車の交通違反にも

交通安全のために
自転車にも青切符



リポーター はたひろえ 畑弘恵さん

悲しい加害者、被害者にならないために

市内では、過去5年間で自転車関係の事故は61件発生。そのうち31件は、出合い頭の事故で、自動車と衝突して重傷となる事故も数回発生しています。

篠山警察署の篠田敦志交通課長は、「自転車乗用中の死者の多くは頭部に致命傷を負っており、『ヘルメットの着用』はとても重要です」と話されます。統計でもヘルメット非着用者の致死率は、着用者の約2倍にのぼることが示されています。

「自転車は日々の生活に欠かせない大切な移動手段です。安全に使うためにも、交通ルールを守ることが何より大切です。篠山警察署では、地域の安全のために交通安全教室を市内の各学校などで行っています。集落などで要望があれば出向きますので、お声かけください」と話されました。

大人も子どもも地域みんなで取り組むことで安全安心が広がります。全国で交通安全ナンバーワンの丹波篠山市になればいいなと思いました。

自転車の新ルール 青切符が導入



自転車の交通事故のほとんどはルール違反が原因

令和6年に兵庫県内の自転車に乗っている際に発生した事故で、死傷された方は3746人。そのうち、約8割以上が自転車側にも交通違反がありました。交通違反のうち、交差点安全進行義務違反（交差点で安全運転などをおこなったり、他の車両や歩行者の進行を妨げる行為）が1238人（33.1%）を占め、次に安全運転義務違反（他車に危険を及ぼす運転行為）が767人（20.2%）となっています。

自転車は、道路交通法では軽車両に位置付けられていて、「車と同じ車両」です。だからこそ、正しい知識をもって走ることが自分自身を守ることにつながります。

